

二宮町空き家バンク



ご所有の空き家を
空き家バンクに
登録してみませんか？

登録手数料
情報発信料

0円

空き家バンクとは

町内の空き家を購入または賃貸したい方に向けて、情報発信のお手伝いをする制度です。

二宮町ホームページを介して空き家情報を発信するので、二宮町に移住を検討されている方の目に留まります。

【こんな方におススメ】

- ・所有している空き家を、
売りたい・貸したいと思っている方
- ・不動産会社と仲介契約をしたが、
なかなか買い手・借り手が見つからない方

【登録方法】

登録方法は簡単！申込書を提出して
掲載ページを確認するだけ！

※空き家バンクの登録には不動産会社と仲介契
約を結ぶ必要があります。



(空き家バンク)

工事費の1/2
補助額最大

50
万円

空き家の

解体・リフォーム補助金

ずっと住んでいない家を解体したい！

空き家が古くてリフォームしたい！



空き家解体補助

【対象者】

町内に1年以上の空き家を所有している方

【要件等】

- ・個人所有で権利は所有権のみであること
- ・昭和56年5月31日以前に建築基準法
第6条第1項に規定する確認を受け
て建築されたもの

ただし、耐震改修工事がなされた
空き家は除く



(解体補助)

空き家リフォーム補助

【対象者】

空き家バンクに登録された物件を
リフォームした登録者または利用希望者

【要件等】

- ・町空き家バンクに登録されている物件
- ・利用希望者の場合は対象となる物件で
住民登録をしている方



(リフォーム補助)

空き家の相談窓口

(町都市整備課)

空き家で困ったときはこちらまで！

☎0463-71-5956

地震

はいつ起きるか予測できません

今できる 備えを！



ブロック塀等撤去工事補助金



補助額最大 **10** 万円
(工事費の 1/2)

通学路に面しているブロック塀は、

補助額最大 **20** 万円
(工事費の 9/10)

【補助対象】

- ・ 個人所有で、土地の所有者であること
- ・ 公道（町道、国道、県道）又は私道（通学路）に面していること

※ブロック塀等を 60 cm以下にする工事が対象

※フェンスについては対象外

※空き家のブロック塀等も対象



(ブロック塀補助)

木造建築物耐震改修工事補助金



補助額最大 **50** 万円
(工事費の 1/2)

町内登録事業者に依頼する場合は、

補助額最大 **70** 万円
(工事費の 1/2)

【対象建築物】

- ・ 町が実施する耐震診断を受けた結果、建築物本体評点が 1.0 未満であったもの

【対象要件】

- ・ 対象建築物となる木造住宅を所有し、現に居住していること
- ・ 住民登録があること

※町の耐震診断を受けている必要があります（診断補助あり）



(耐震改修)



(耐震診断)

【お問合せ】

各補助金には記載された以外の要件がありますので、**必ずお問い合わせください。**

二宮町都市整備課計画指導班 ☎0463-71-5956（直通）